

くらし応援 コジマ

第64期 定時株主総会 招集ご通知

開 日 2026年11月18日（水曜日）
催 時 午前10時

開 場 栃木県宇都宮市駒生一丁目
1番6号
催 所 コンセーレ（栃木県青年会館）
1階 「大ホール」

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役
1名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である
取締役1名選任の件

招集ご通知	1 頁
株主総会参考書類	5 頁
目 次	
事業報告	16 頁
計算書類	33 頁
監査報告書	35 頁

・ おみやげ（クーポン券等を含む）の配布は
一切ございません。

招 集 通 知 閱 覧 も 議 決 権 行 使 も ス マ ホ で 簡 単

スマート招集



議決権行使書用紙をご用意ください

「スマート行使」で簡単議決権行使
議決権行使書用紙に記載されたQRコードを
スマートフォンで読み取ることで、
議決権行使コード等を入力する
ことなく専用サイトにログインし、
議決権を行使することができます。



株式会社 **コジマ**

証券コード 7513

証券コード 7513
2026年10月30日

株 主 各 位

栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

株式会社 コジマ

代表取締役社長 中 澤 裕 二

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、当該ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.kojima.net/corporation/ir/call.html>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「コジマ」又は「コード」に当社証券コード「7513」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/7513/teiiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年11月17日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年11月18日（水曜日）午前10時
2. 場 所 栃木県宇都宮市駒生一丁目1番6号
コンセーレ（栃木県青年会館） 1階 「大ホール」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
（報告事項） 第64期（自2025年9月1日 至2026年8月31日）事業報告及び
計算書類の内容報告の件
（決議事項）
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

3頁及び4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、事業報告の「主要な営業所」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」を除いております。したがって、当該書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

以 上

~~~~~  
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年11月17日(火曜日)  
午後6時入力完了分まで



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年11月17日(火曜日)  
午後6時到着分まで



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年11月18日(水曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、3、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

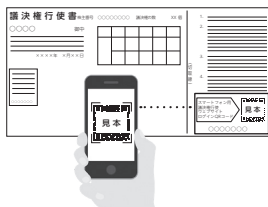
- ・インターネット等及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

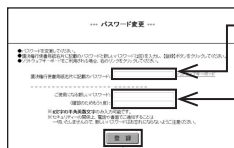
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を最も重要な経営課題の一つと考えており、業績に応じた適正な利益配当の実施をその基本方針としております。この基本方針のもと、配当性向 40%を目指しております。

この方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、業績等を勘案し、第3四半期決算公表時の修正予想である1株につき28円から1円増配し、1株につき29円といたしたいと存じます。これにより、期初配当予想である1株につき22円から7円の増配となります。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき29円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は2,233,872,929円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年11月19日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会から意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名                    | 当社における地位及び担当                      |                |
|------------|------------------------|-----------------------------------|----------------|
| 1          | なか ざわ ゆう じ<br>中 澤 裕 二  | 代表取締役社長<br>社長執行役員                 | 再 任            |
| 2          | あら かわ ただ し<br>荒 川 忠 士  | 代表取締役専務<br>専務執行役員 経営企画本部長         | 再 任            |
| 3          | し とう りゅう じ<br>紫 藤 竜 二  | 取締役<br>常務執行役員 総務人事本部長<br>兼 内部統制担当 | 再 任            |
| 4          | く ぼ た かず ふみ<br>久保田 一 史 | 取締役<br>執行役員 営業本部長                 | 再 任            |
| 5          | あき ほ とおる<br>秋 保 徹      | 取締役                               | 再 任            |
| 6          | まつ だ けん じ<br>松 田 健 治   | 取締役                               | 再 任 社 外<br>独 立 |

再 任 再任取締役候補者 社 外 社外取締役候補者 独 立 証券取引所の定めに基づく独立役員

|            |   |                       |                |     |
|------------|---|-----------------------|----------------|-----|
| 候補者<br>番 号 | 1 | なか ざわ ゆう じ<br>中 澤 裕 二 | (1973年12月28日生) | 再 任 |
|------------|---|-----------------------|----------------|-----|

#### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|           |                         |           |                       |
|-----------|-------------------------|-----------|-----------------------|
| 1995年 6 月 | 当社入社                    | 2018年 9 月 | 当社常務執行役員営業本部営業企画・管理部長 |
| 2000年 7 月 | 当社N E W青葉台店店長           | 2020年 9 月 | 当社社長執行役員              |
| 2010年 4 月 | 当社マーケティング企画室マネージャー      | 2020年11月  | 当社代表取締役社長社長執行役員（現任）   |
| 2012年 2 月 | 当社マーチャンダイジング部マネージャー     | 2020年11月  | 株式会社ビックカメラ取締役         |
| 2014年 9 月 | 当社執行役員営業本部営業部営業企画管理支援室長 | 2021年 6 月 | 株式会社とちぎテレビ社外取締役（現任）   |
| 2016年 9 月 | 当社執行役員営業本部営業企画・管理部長     |           |                       |

所有する当社の株式数：49,700株

在任年数：6年（本株主総会終結時）

取締役会出席状況：18/18回

#### 取締役候補者とした理由

中澤裕二氏は長年にわたり、商品部門及び営業部門の責任者を務め、2020年11月以降、当社代表取締役社長として、強いリーダーシップをもって当社経営の指揮を執っております。当社の中で培った豊富な経験・実績・見識等を経営に活かすことを期待し、取締役候補者いたしました。

|            |   |                       |              |     |
|------------|---|-----------------------|--------------|-----|
| 候補者<br>番 号 | 2 | あら かわ ただ し<br>荒 川 忠 士 | (1969年8月4日生) | 再 任 |
|------------|---|-----------------------|--------------|-----|

#### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|           |                        |           |                            |
|-----------|------------------------|-----------|----------------------------|
| 1991年10月  | 当社入社                   | 2013年11月  | 当社取締役執行役員経営企画本部長           |
| 2009年11月  | 当社情報システム本部長            | 2018年 9 月 | 当社取締役常務執行役員経営企画本部長         |
| 2011年10月  | 当社情報システム本部長兼経営企画室長     | 2020年 9 月 | 当社代表取締役専務専務執行役員経営企画本部長（現任） |
| 2012年 6 月 | 当社執行役員経営企画室長兼情報システム本部長 |           |                            |
| 2012年11月  | 当社執行役員経営企画本部長          |           |                            |

所有する当社の株式数：46,200株

在任年数：13年（本株主総会終結時）

取締役会出席状況：18/18回

#### 取締役候補者とした理由

荒川忠士氏は長年にわたり、システム部門及び経営管理、経営戦略策定の責任者を務め、2013年11月に当社取締役、2020年9月より当社代表取締役として会社経営に携わり、当社の中で培った豊富な経験・実績・見識等を経営に活かすことを期待し、取締役候補者いたしました。

|           |   |                  |               |    |
|-----------|---|------------------|---------------|----|
| 候補者<br>番号 | 3 | しとうりゅうじ<br>紫藤 竜二 | (1976年9月17日生) | 再任 |
|-----------|---|------------------|---------------|----|

#### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|          |                             |          |                                        |
|----------|-----------------------------|----------|----------------------------------------|
| 1995年4月  | 当社入社                        | 2018年9月  | 当社執行役員総務人事本部長兼人事部長兼内部統制担当              |
| 2003年11月 | 当社N E W川越インター店<br>店長        | 2018年11月 | 当社取締役執行役員総務人事本<br>部長兼人事部長兼内部統制担当       |
| 2005年6月  | 当社N E W新座店店長                | 2020年9月  | 当社取締役常務執行役員総務人<br>事本部長兼人事部長兼内部統制<br>担当 |
| 2008年6月  | 当社N E W柏店店長                 | 2025年9月  | 当社取締役常務執行役員総務人<br>事本部長兼内部統制担当（現<br>任）  |
| 2011年10月 | 当社成城店店長                     |          |                                        |
| 2012年4月  | 当社営業本部営業部ブロッ<br>クマネージャー     |          |                                        |
| 2013年9月  | 当社執行役員営業本部営業部<br>ブロックマネージャー |          |                                        |

所有する当社の株式数：25,900株

在任年数：8年（本株主総会終結時）

取締役会出席状況：18/18回

#### 取締役候補者とした理由

紫藤竜二氏は営業部門のブロックマネージャーを経て総務人事部門の責任者を歴任し、2018年11月より当社取締役として会社経営に携わり、当社の中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を経営に活かすことを期待し、取締役候補者となりました。

|           |   |                     |               |    |
|-----------|---|---------------------|---------------|----|
| 候補者<br>番号 | 4 | くぼた かず ふみ<br>久保田 一史 | (1977年2月18日生) | 再任 |
|-----------|---|---------------------|---------------|----|

#### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|          |                            |          |                                |
|----------|----------------------------|----------|--------------------------------|
| 1997年4月  | 当社入社                       | 2018年9月  | 当社執行役員営業本部開発部長<br>兼店舗リノベーション室長 |
| 2010年10月 | 当社N E W井草店店長               | 2020年9月  | 当社執行役員営業本部長兼開発<br>部長           |
| 2012年4月  | 当社N E W高井戸東店店長             | 2020年11月 | 当社取締役執行役員営業本部長<br>兼開発部長        |
| 2013年2月  | 当社営業本部営業部                  | 2025年9月  | 当社取締役執行役員営業本部長<br>（現任）         |
| 2015年9月  | 当社営業本部営業部新店準備<br>室長        |          |                                |
| 2016年5月  | 当社営業本部営業部開発室長              |          |                                |
| 2017年9月  | 当社営業本部開発部長兼店舗<br>リノベーション室長 |          |                                |

所有する当社の株式数：26,400株

在任年数：6年（本株主総会終結時）

取締役会出席状況：18/18回

#### 取締役候補者とした理由

久保田一史氏は開発部門及び営業部門の責任者を歴任し、2020年11月より当社取締役として会社経営に携わり、当社の中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を経営に活かすことを期待し、取締役候補者となりました。

|           |   |         |        |          |                |    |
|-----------|---|---------|--------|----------|----------------|----|
| 候補者<br>番号 | 5 | あき<br>秋 | ほ<br>保 | とおる<br>徹 | (1974年12月11日生) | 再任 |
|-----------|---|---------|--------|----------|----------------|----|

#### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|           |                  |           |                               |
|-----------|------------------|-----------|-------------------------------|
| 1997年 3 月 | 株式会社ビックカメラ入社     | 2019年 8 月 | 同社取締役常務執行役員商品本部長兼EC本部長        |
| 2012年 9 月 | 同社執行役員第二商品部長     | 2020年 9 月 | 同社取締役専務執行役員事業推進部門管掌商品本部長      |
| 2013年10月  | 同社執行役員商品部長       | 2020年12月  | 同社取締役専務執行役員事業推進部門管掌マーケティング本部長 |
| 2015年10月  | 同社執行役員EC事業部長     | 2022年 9 月 | 同社代表取締役社長社長執行役員（現任）           |
| 2017年 2 月 | 同社常務執行役員EC事業本部長  | 2022年11月  | 当社取締役（現任）                     |
| 2018年11月  | 同社取締役常務執行役員EC本部長 |           |                               |

所有する当社の株式数：1,600株

在任年数：4年（本株主総会終結時）

取締役会出席状況：18/18回

#### 取締役候補者とした理由

秋保徹氏は長年にわたり、当社の親会社である株式会社ビックカメラで商品仕入部門・EC部門の責任者を務め、2022年9月に同社代表取締役社長に就任するなど、同社の中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を経営に活かすことを期待し、取締役候補者としていたしました。

|           |   |         |        |         |        |               |    |    |    |
|-----------|---|---------|--------|---------|--------|---------------|----|----|----|
| 候補者<br>番号 | 6 | まつ<br>松 | だ<br>田 | けん<br>健 | じ<br>治 | (1959年8月31日生) | 再任 | 社外 | 独立 |
|-----------|---|---------|--------|---------|--------|---------------|----|----|----|

#### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|           |                                                                   |           |                            |
|-----------|-------------------------------------------------------------------|-----------|----------------------------|
| 1984年 4 月 | 小西六写真工業株式会社（現コニカミノルタ株式会社）入社                                       | 2019年 4 月 | 日垂鍛工株式会社代表取締役社長（現任）        |
| 1998年11月  | Konica Hong Kong Ltd. 董事長                                         | 2021年 4 月 | 日本精密測器株式会社代表取締役社長          |
| 2009年 5 月 | Konica Minolta Medical Imaging U.S.A., Inc. Senior Vice President | 2021年 6 月 | 株式会社日精ものづくりホールディングス代表取締役社長 |
| 2010年 7 月 | Konica Minolta Medical&Graphic (Shanghai) Co., Ltd. 董事長           | 2025年11月  | 当社社外取締役（現任）                |

所有する当社の株式数：100株

在任年数：1年（本株主総会終結時）

取締役会出席状況：13/14回（取締役就任以降に開催された取締役会）

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松田健治氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として独立した立場から当社経営に対する適切な助言及び監督をいただくとともに、当社のガバナンスの維持・強化に貢献いただいております。その見識等を経営に活かすことを期待し、社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 秋保徹氏が代表取締役社長社長執行役員を務める株式会社ビックカメラは、当社の親会社であり、当社は同社との間で商品の発注業務の委託及び代金の支払業務の委託等の取引があるとともに、家電品等販売に関する事業において競業関係にありますが、同氏個人と当社の間に特別の利害関係はありません。
2. 秋保徹氏は、当社の親会社である株式会社ビックカメラの業務執行者であり、当該会社における地位及び担当は、「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
3. 上記以外の各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 松田健治氏は社外取締役候補者であります。
5. 松田健治氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
6. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との責任限定契約について  
当社は、会社法第427条第1項及び定款第30条に基づき秋保徹氏及び松田健治氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。また、両氏が再選されたときは、業務を執行しない取締役とする予定ですので、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等  
当社は、保険会社との間で、当社の全ての取締役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年毎に契約更新しており、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 独立役員について  
当社は松田健治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が取締役役に就任した場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

監査等委員である取締役高井章光氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

高井章光氏は、長年にわたり弁護士として企業法務に深く関わるとともに、他の企業の社外取締役及び社外監査役を歴任しております。また、事業再生などの実務を通じて企業経営についての知見を有しております。その経験や知見を活かし、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、当社が社会において果たす役割を公平に認識し、当社の監査体制強化に反映していただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 高井章光氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 高井章光氏は社外取締役候補者であります。
3. 高井章光氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
4. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との責任限定契約について  
当社は、会社法第427条第1項及び定款第30条に基づき、高井章光氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。また、同氏が再選されたときは、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等  
当社は、保険会社との間で、当社の全ての取締役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。高井章光氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年毎に契約更新しており、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 独立役員について  
当社は、高井章光氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が取締役に就任した場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

(ご参考) 株主総会後の取締役のスキル・マトリックス

(注) 本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合の取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

<スキル・マトリックス>

|      |    |           |        |    | 1    | 2          | 3         | 4              | 5           | 6    | 7                     | 8           | 9            | 10                 |
|------|----|-----------|--------|----|------|------------|-----------|----------------|-------------|------|-----------------------|-------------|--------------|--------------------|
| 業務執行 | 独立 | 監査等<br>委員 | 氏名     | 性別 | 企業経営 | 法務・<br>リスク | 財務・<br>会計 | 営業・マー<br>ケティング | 商品企画<br>・開発 | 店舗開発 | 人事・労<br>務・ダイバ<br>ーシティ | IT・<br>デジタル | サステナ<br>ビリティ | 株主<br>エンゲー<br>ジメント |
| ●    | －  | －         | 中澤 裕二  | 男  | ●    |            |           | ●              | ●           | ●    |                       | ●           | ●            | ●                  |
| ●    | －  | －         | 荒川 忠士  | 男  | ●    |            | ●         |                |             |      |                       | ●           | ●            | ●                  |
| ●    | －  | －         | 紫藤 竜二  | 男  |      | ●          |           | ●              |             |      | ●                     |             | ●            |                    |
| ●    | －  | －         | 久保田 一史 | 男  |      |            |           | ●              | ●           | ●    |                       |             | ●            |                    |
| －    | －  | －         | 秋 保 徹  | 男  | ●    |            |           | ●              | ●           |      |                       | ●           | ●            | ●                  |
| －    | ●  | －         | 松田 健治  | 男  | ●    |            |           | ●              |             |      |                       |             | ●            | ●                  |
| －    | －  | ●         | 水沼 貞夫  | 男  |      | ●          | ●         |                |             |      | ●                     |             | ●            |                    |
| －    | ●  | ●         | 相澤 光江  | 女  |      | ●          |           |                |             |      |                       |             | ●            | ●                  |
| －    | ●  | ●         | 土 井 充  | 男  |      |            | ●         |                |             |      |                       |             | ●            | ●                  |
| －    | ●  | ●         | 高井 章光  | 男  |      | ●          |           |                |             |      |                       |             | ●            | ●                  |

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて、山宮慎一郎氏を、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

|                      |                               |          |                             |            |              |    |    |
|----------------------|-------------------------------|----------|-----------------------------|------------|--------------|----|----|
| やま<br>山              | みや<br>宮                       | しん<br>慎  | いち<br>一                     | ろう<br>郎    | (1970年2月4日生) | 社外 | 独立 |
| 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 |                               |          |                             |            |              |    |    |
| 1992年10月             | 司法試験合格                        | 2013年12月 | ERIホールディングス株式会社             | 社外監査役      |              |    |    |
| 1995年4月              | 東京弁護士会弁護士登録                   | 2015年4月  | TMI総合法律事務所パートナー             | (現任)       |              |    |    |
| 2006年1月              | 新東京総合法律事務所パートナー               | 2015年6月  | 元気寿司株式会社                    | 社外監査役      |              |    |    |
| 2006年6月              | 日本ERI株式会社                     | 2015年8月  | ERIホールディングス株式会社             | 社外取締役      |              |    |    |
| 2007年10月             | ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務所         | 2023年6月  | プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社 | 社外監査役 (現任) |              |    |    |
|                      | 坂井・三村・相澤法律事務所 (外国法共同事業) パートナー |          |                             |            |              |    |    |

所有する当社の株式数：一株

#### 補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山宮慎一郎氏は、長年にわたり弁護士として企業法務や事業再生等に深く関わり、また、他の企業の社外取締役及び社外監査役を歴任しております。その経験や知見を活かし、業務執行の監督機能を強化することができるとともに幅広い視点からの提言が得られることを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 山宮慎一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山宮慎一郎氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との責任限定契約について  
山宮慎一郎氏が選任され、社外取締役に就任した場合には、当社は、会社法第427条第1項及び定款第30条に基づき、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等  
当社は、保険会社との間で、当社の全ての取締役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。山宮慎一郎氏が選任され、社外取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年毎に契約更新しており、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 山宮慎一郎氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以 上

# 事業報告

(2025年9月1日から  
2026年8月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかに回復しておりますが、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要があります。雇用情勢と企業収益は改善の動きがみられ、個人消費は持ち直しの動きがみられます。

当家電小売業界における売上は、物価上昇を背景に節約志向が高まる中、冷蔵庫が低調に推移いたしました。エアコンやスマートフォン、パソコン、ゲーム機等が好調であったため、総じて堅調に推移いたしました。

このような状況の中、当社は、「家電を通じて 笑顔あふれる 明るく暖かい暮らしをつくる ぐらし応援企業であること」のパーパスのもと、「お客様の暮らしを『より快適に』『より便利に』『より楽しく』します。ぐらし応援コジマ」をビジョンに掲げ、地域の皆様からもっとも身近で愛され必要とされる企業を目指しております。「2025年8月期～2029年8月期 中期経営計画」の2期目となる2026年8月期においては、重点戦略である「店舗ブランド力強化」、「人時生産性向上」、「成長事業における収益拡大」、「資本効率向上」の達成に向け、当期の経営戦略として掲げている「生産性向上戦略」及び「成長戦略」を推進するとともに、サステナビリティ経営に取り組むことで、企業価値の向上に努めております。

この経営戦略のもと、当社は創業70周年記念セール等の各種販促施策を展開するなど、リブランディングの推進に取り組み、「コジマ」ブランドの更なる認知度向上に努めております。その一環として、IPコラボレーションの展開に努め、2025年11月には株式会社サンリオの人気キャラクター（50周年の「マイメロディ」、20周年の「クロミ」）とコラボしたブラックフライデーキャンペーンを実施いたしました。更に12月から翌年2月にかけては、TVアニメ「呪術廻戦」とのコラボキャンペーン、5月から8月にかけては、TVアニメ「ブルーロック」とのコラボキャンペーンを展開するなど、幅広い顧客層の獲得に注力しております。また、人時生産性を高めるため、販売員が接客に集中できる環境づくりに取り組んでおります。当期より「営業支援部」を新設し、お客様視点を重視した顧客満足度の向上、研修センターを活用した接客研修の拡充、生産性の高い店舗オペレーションの共有や電子棚札導入による業務効率化等を推進しております。なお、電子棚札については、2026年8

月末時点で全店への導入を完了しております。

成長事業においては、収益拡大を図るため継続的な投資を行っております。EC事業においては、コジマネットでの当日配送アイテムの拡充を通じて、お客様の顕在ニーズに応え、利便性の更なる向上に努めております。法人事業においては、2026年7月に水戸法人事業所を開設するなど、当期は3事業所を開設し、新規顧客の開拓に努めております。住設事業においては、再生可能エネルギーやリフォーム事業における人財育成として、管理職や販売専任者の各種研修を実施し販売力の強化に努めております。

当社はサステナビリティに関する取り組みを推進するとともに、情報開示の充実に注力しております。2025年12月には、国際的な非営利団体CDPによる調査「CDP2025」気候変動分野において、情報開示や各種取り組みの成果が評価され、最高評価である「Aリスト」企業に初めて選定されました。更に2026年5月には、サプライチェーンにおける気候変動対策への取り組みが評価され、2025年サプライヤーエンゲージメント評価において最高評価である「サプライヤーエンゲージメント・リーダー」に初めて選定されました。また、当社は地域密着の「くらし応援」企業として、宇都宮のプロバスケットボールチーム「宇都宮ブレックス」の活動をオフィシャルスポンサーとして支援しております。2026年1月31日には「コジマ×ビックカメラ 宇都宮テラス店」店内に、宇都宮ブレックス公式グッズショップ「BREX SHOP」宇都宮テラス コジマ×ビックカメラ店を開設いたしました。今後も、地元の皆様やファンの皆様とともに、チームの活躍と地域の活性化を目指した取り組みを進めてまいります。

上記の取り組みに加えて、財務体質の健全化や株主還元の更なる充実等を推進し、資本効率の向上を図っております。株主還元の一環として、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、株主優待制度を実施しております。より多くの株主様に中長期で保有していただくことを目的に、2026年1月9日には、2月末日を基準日とする「所有株式数に応じた株主優待制度」の拡充、更に7月13日には、8月末日を基準日とする「所有株式数に応じた株主優待制度」の拡充を公表しております。また同日に、配当方針の変更を公表し、新たな配当方針として、配当性向40%を目指すこととしております。

店舗展開においては、2026年5月10日に「コジマ×ビックカメラ 橋本店」（神奈川県相模原市）を閉店し、同月29日に「コジマ×ビックカメラ COTOE橋本店」としてリプレイスオープンいたしました。また、6月7日には、「コジマ×ビックカメラ イオンモール堺鉄砲町店」（大阪府堺市）を閉店いたしました。その結果、当期は2店舗を開店し、3店舗を閉店したことが

ら、2026年8月末現在の店舗数は138店舗となりました。なお、9月17日には、「コジマ×ビックカメラ minanoba川口店」（埼玉県川口市）をオープンしております。

当事業年度の売上高につきましては、エアコンが、東京都における助成制度の拡充により東京都内の店舗での売上伸長が続いている中、東京都以外の店舗においても、「2027年問題」に伴う需要が高まってきたことから、好調に推移いたしました。その他、携帯電話（スマートフォン）やパソコン、ゲーム機が伸長いたしました。利益面については、比較的粗利率の低い携帯電話やゲーム機等の売上構成比の上昇により、粗利率を押し下げる影響があったものの、高付加価値商品の拡販に努めたことにより、売上総利益率は前年同期を上回りました。加えて、売上高が大きく伸長したことから、売上総利益額においても前年同期を上回りました。販売費及び一般管理費については、電力コスト削減の取り組みにより水道光熱費が減少した一方、継続的な人的資本投資により人件費が増加したことに加えて、創業70周年記念セールの実施により広告宣伝費・販売促進費が増加しました。それにより、販管費額は前年同期を上回ったものの、売上高の伸長に伴い、売上高に対する販管費率は減少いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は 2,976億32百万円（前年同期比 5.2%増）、営業利益は 86億22百万円（前年同期比 17.7%増）、経常利益は 89億11百万円（前年同期比 15.3%増）、税引前当期純利益は 82億19百万円（前年同期比 24.6%増）、当期純利益は 55億29百万円（前年同期比 17.4%増）と、増収増益となりました。

#### 品目別売上高、同構成比

| 品目別      | 売上高<br>(百万円) | 構成比<br>(%) | 前年同期比<br>増減率(%) |
|----------|--------------|------------|-----------------|
| 音響映像商品   | 38,547       | 13.0       | △1.0            |
| 家庭電化商品   | 125,377      | 42.1       | 4.0             |
| 情報通信機器商品 | 91,862       | 30.9       | 5.5             |
| その他の商品   | 40,567       | 13.6       | 16.5            |
| 物品販売事業   | 296,355      | 99.6       | 5.3             |
| その他の事業   | 1,276        | 0.4        | △9.8            |
| 合計       | 297,632      | 100.0      | 5.2             |

## (2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は 21億21百万円で、主に、新規出店、店舗改装及び店舗設備にかかる投資であります。

これらの設備投資につきましては、自己資金及び銀行借入によりまかないました。

## (3) 財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 61 期   | 第 62 期   | 第 63 期   | 第 64 期<br>(当期) |
|-----------------|----------|----------|----------|----------------|
|                 | 2023年8月期 | 2024年8月期 | 2025年8月期 | 2026年8月期       |
| 売 上 高(百万円)      | 267,893  | 269,868  | 282,790  | 297,632        |
| 経 常 利 益(百万円)    | 5,146    | 6,627    | 7,732    | 8,911          |
| 当 期 純 利 益(百万円)  | 2,869    | 4,001    | 4,709    | 5,529          |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 37円17銭   | 51円87銭   | 61円05銭   | 71円40銭         |
| 総 資 産(百万円)      | 109,244  | 114,660  | 120,786  | 128,669        |
| 純 資 産(百万円)      | 63,799   | 66,479   | 70,247   | 73,593         |
| 1 株当たり純資産額 (円)  | 824円57銭  | 861円86銭  | 906円86銭  | 953円38銭        |

(注) 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

#### (4) 重要な親会社の状況

##### ① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社ビックカメラ（以下「親会社」という。）で同社は当社の普通株式39,000千株を保有し、その議決権比率は50.65%であります。

##### ② 親会社との間の取引に関する事項

###### イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社との間で「商品の発注及び代金の支払業務の委託」等の取引を実施しておりますが、当該取引をするに当たっては、少数株主の保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

###### ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、独立社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っております。

###### ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

##### ③ 親会社との重要な財務及び事業方針等に関する契約等

当社は親会社との間で資本業務提携契約を締結し、商品仕入面での連携、物流・システム面での連携、店舗開発、店舗運営ノウハウ及び店舗マネジメント並びに販売促進の連携、什器・間接資材の共同購入、人材交流の多方面にわたり両社で共同して提携を推進することにより、収益性の改善及び競争力の強化に努めております。

当社の取締役会の諮問機関として、独立諮問委員会を設置しております。独立諮問委員会は独立社外取締役で構成されており、親会社または親会社グループ所属企業と当社少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について、当該取引等を開始する前に審議・検討をしております。独立諮問委員会では審議した内容を取締役会に対して答申しております。

また、当社と親会社の間で利益相反の恐れがある取引及び重要な契約等を締結する際、当社役員である秋保徹氏は親会社の役職員を兼務しているため、本件意思決定の決議に参加しないこととして、利益相反を回避しております。

## (5) 対処すべき課題

当社は、「家電を通じて 笑顔あふれる 明るく暖かいみらいをつくる ぐらし応援企業であること」のパーパスのもと、「お客様のぐらしを『より快適に』『より便利に』『より楽しく』します。ぐらし応援コジマ」をビジョンに掲げ、地域の皆様からもっとも身近で愛され、必要とされるコジマを目指してまいります。

「2025年8月期～2029年8月期 中期経営計画」における4つの重点戦略の目標達成に向け、経営戦略として掲げている「生産性向上戦略」及び「成長戦略」を更に推進し、企業価値の向上に努めてまいります。「生産性向上戦略」におきましては、「営業利益の向上」、「人的資本経営の推進」及び「事業継続基盤の確立」に取り組み、「成長戦略」におきましては、「自社ブランド強化による店舗における家電販売力の向上」及び「成長事業の強化に向けた継続投資」に取り組んでまいります。

家電市場におきましては、業界再編の動きが活発化し、今後も厳しい市場環境が続くと想定されることから、当社は商品戦略の強化、接客品質の向上に取り組むことで、他社との差別化を図るとともに家電販売力の向上に努めてまいります。その一環として、3拠点目となる研修センター増設を行い、販売員の教育機会を充実させ、接客品質の向上を通じて、店舗ブランド力の更なる強化につなげてまいります。また、DX推進・AI活用による業務効率化と業務負担の軽減を進め、販売員が接客により集中できる体制を構築することで、人時生産性の向上につなげてまいります。そして、新たに「在庫管理室」を設置し、適正な在庫回転率の実現に向け、在庫の量と質の管理を強化してまいります。需要の高い商品や戦略在庫の確保、長期滞留在庫などリスク在庫の削減を両立することで、販売機会の最大化と在庫効率の向上を図ってまいります。また、社長がCWO（最高健康責任者）として、健康に関する課題の改善を目指す健康経営の推進や、活躍できる人財の育成等に取り組んでまいります。「従業員」一人ひとりがいきいきと働ける職場環境を整え、エンゲージメントの向上を目指してまいります。

当社は成長事業として、EC事業、法人事業、住設事業を位置付けており、これら3事業の収益拡大に注力してまいります。EC事業においては、AI経由での購買行動の拡大を見据え、エージェンティックコマースへの対応を推進し、新たな購買機会の創出を図ることで、収益拡大につなげてまいります。法人事業においては、既存顧客との関係強化に加え、新たな法人事業所の開設を通じて新規顧客の開拓を進め、更なる収益拡大を図ってまいります。住設事業においては、助成金に伴う需要の取り込みに向けた販売体制の強化に加え、住まいと暮らしをサポートする新たなサービスを展開し、お客様との継続的な関係構築を図ることで、売上の最大化に取り組んでまいります。

加えて、サステナビリティ経営の推進による環境課題の解決、地域社会とのより良い関係構築及びガバナンスの強化に努めるとともに、ESG情報の開示を充実させることで継続的な成長を図り、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒倍旧のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容 (2026年8月31日現在)

当社は、家電品販売業として、音響映像商品、家庭電化商品、情報通信機器商品、その他の商品の販売を行っている他、不動産賃貸業等を展開しております。

(7) 使用人の状況 (2026年8月31日現在)

| 使 用 人 数         | 前事業年度末比増減   | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-----------------|-------------|---------|-------------|
| 2,953名 (1,984名) | 34名増 (11名減) | 41.4歳   | 17.1年       |

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
2. 使用人数は嘱託社員100名を含んでおります。ただし、平均年齢及び平均勤続年数は嘱託社員を含んでおりません。
3. ( ) は臨時雇用者数（アルバイト、派遣社員を含む。）であり、年間の平均人員（1日1人8時間換算）を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2026年8月31日現在)

| 借 入 先             | 借 入 額 （ 百 万 円 ） |
|-------------------|-----------------|
| 株 式 会 社 足 利 銀 行   | 3,533           |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 1,840           |
| 株 式 会 社 東 邦 銀 行   | 1,650           |
| 株 式 会 社 七 十 七 銀 行 | 1,235           |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行 | 750             |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項（2026年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 97,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 77,912,716株（自己株式882,615株を含む。）
- (3) 株主数 118,246名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                            | 持 株 数<br>(千株) | 持 株 比 率<br>(%) |
|--------------------------------------------------|---------------|----------------|
| 株 式 会 社 ビ ッ ク カ メ ラ                              | 39,000        | 50.62          |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社<br>( 信 託 口 ) | 3,059         | 3.97           |
| 小 島 章 利                                          | 2,339         | 3.03           |
| 寺 崎 佳 子                                          | 2,314         | 3.00           |
| 有 限 会 社 ケ ー ケ ー ワ イ                              | 1,540         | 1.99           |
| 佐 藤 由 姫 子                                        | 983           | 1.27           |
| 小 島 将 人                                          | 930           | 1.20           |
| 小 島 久 幸                                          | 864           | 1.12           |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行<br>( 信 託 口 )           | 699           | 0.90           |
| コ ジ マ 従 業 員 持 株 会                                | 694           | 0.90           |

- (注) 1. 当社は、自己株式882,615株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
3. 持株比率は、自己株式882,615株を控除して計算しております。  
4. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

|                                   | 株 式 数   | 交付対象者数 |
|-----------------------------------|---------|--------|
| 取 締 役<br>(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) | 30,700株 | 4名     |

- (注) 当事業年度中に交付した株式の内容につきましては、事業報告「3. 会社役員に関する事項(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等①役員報酬等の決定に関する方針等」に記載しております。

### (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役に関する事項（2026年8月31日現在）

| 地 位                        | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                |
|----------------------------|-----------|-----------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長              | 中 澤 裕 二   | 社長執行役員                      |
| 代 表 取 締 役 専 務              | 荒 川 忠 士   | 専務執行役員経営企画本部長               |
| 取 締 役                      | 紫 藤 竜 二   | 常務執行役員総務人事本部長兼内部統制担当        |
| 取 締 役                      | 久 保 田 一 史 | 執行役員営業本部長                   |
| 取 締 役                      | 秋 保 徹     | 株式会社ビックカメラ代表取締役社長<br>社長執行役員 |
| 取 締 役                      | 松 田 健 治   |                             |
| 取 締 役<br>( 常 勤 監 査 等 委 員 ) | 水 沼 貞 夫   |                             |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )     | 相 澤 光 江   | 弁護士                         |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )     | 土 井 充     | 公認会計士・税理士                   |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )     | 高 井 章 光   | 弁護士                         |

- (注) 1. 取締役の松田健治氏、相澤光江氏、土井充氏及び高井章光氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役の松田健治氏、相澤光江氏、土井充氏及び高井章光氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ・ 2025年11月19日開催の第63期定時株主総会における異動
- 就任 取締役 松田健治氏
4. 代表取締役社長中澤裕二氏は、株式会社とちぎテレビの社外取締役を兼務しております。
5. 取締役松田健治氏は、日亜電子株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
6. 取締役（監査等委員）相澤光江氏は、TMI総合法律事務所のパートナーを兼務しております。
7. 取締役（監査等委員）土井充氏は、国際興業ホールディングス株式会社の社外監査役、中和有限責任監査法人の代表社員を兼務しております。
8. 取締役（監査等委員）高井章光氏は、高井総合法律事務所の代表パートナー、株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ及び株式会社NEW ART HOLDINGSの社外監査役、株式会社ノダの社外取締役、大和証券リビング投資法人の監督役員を兼務しております。
9. 取締役（監査等委員）相澤光江氏、土井充氏及び高井章光氏は、以下のとおり、法律又は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 相澤光江氏は、弁護士の資格を有しております。
  - ・ 土井充氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
  - ・ 高井章光氏は、弁護士の資格を有しております。
10. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
11. 当社は執行役員制度を導入しております。2026年8月31日現在における執行役員（執行役員を兼務している取締役は除く。）は次の11名であります。

| 役 職 名                                        | 氏 名       |
|----------------------------------------------|-----------|
| 執行役員 営業本部 営業支援部長                             | 岩 田 友 和   |
| 執行役員 総務人事本部 総務部長                             | 成 田 博 芳   |
| 執行役員 経営企画本部 経営企画部長                           | 宮 坂 貞 広   |
| 執行役員 営業本部 営業企画・管理部長                          | 染 野 幹 也   |
| 執行役員 営業本部 営業部長                               | 上 西 伸 一   |
| 執行役員 営業本部 E C事業部長<br>兼 経営企画本部 経営企画部 新規事業開発室長 | 浅 野 信 行   |
| 執行役員 営業本部 法人事業部長                             | 山 口 雅 士   |
| 執行役員 営業本部 住設事業部長                             | 西 村 禎 彦   |
| 執行役員 内部監査部長                                  | 高 橋 有 美 子 |
| 執行役員 総務人事本部 人事部 ウェルネス推進室長                    | 大 野 幸 恵   |
| 執行役員 経営企画本部 経営企画部 サステナビリティ推進室長               | 澤 田 樹 枝   |

## (2) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との責任限定契約について

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、取締役秋保徹氏、取締役松田健治氏、取締役水沼貞夫氏、取締役相澤光江氏、取締役土井充氏及び取締役高井章光氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額はいずれも法令が規定する最低責任限度額であります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の全ての取締役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年毎に契約更新しております。

#### (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

##### ①役員報酬等の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬に係る基本方針、2025年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬のうち、非財務指標連動報酬等に係る基本方針をそれぞれ決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の報酬体系は、各取締役に対して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役職や職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には、取締役の報酬は、①各取締役の役割に応じた金銭による「基本報酬」、②短期インセンティブとしての個人ミッションの達成状況により支給される個人業績連動報酬等、会社業績の達成状況により支給される財務指標連動報酬等並びにサステナビリティ指標の達成状況により支給される非財務指標連動報酬等の金銭による「業績連動報酬等」、③中長期インセンティブとしての「譲渡制限付株式報酬」から構成いたします。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、客観的立場から当社の経営に対して監督及び助言を行う役割を担うことから基本報酬のみを支給することといたします。

なお、監査等委員である取締役の報酬等の額は、常勤と非常勤の別、社内取締役と社外取締役の別、業務の分担等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定し、監査等委員である取締役の報酬は、客観的立場から取締役の職務の執行を監査する役割を担うことから基本報酬のみを支給することといたします。

また、中長期の業績にコミットする観点から、各取締役（監査等委員である取締役を含む。）は、月額報酬額の一定額を当社役員持株会に拠出することにより、当社株式を取得し、取得した株式の保有を在任任期中、継続する制度を設けております。

取締役の個人別の報酬等に係る決定方針の内容は、次のとおりです。

- イ. 基本報酬（固定報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役及び社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、各取締役の役職や職責、当社の業績、市場水準等を考慮しながら、あらかじめ定められた基準額の範囲内で決定された額を月次の報酬として支給する。

監査等委員である取締役の基本報酬は、職責に相応しいものとし、各々の果たす役割や専門知識・経験等を考慮して監査等委員である取締役の協議により、個別に決定し、月次の報酬として支給する。

- ロ. 業績連動報酬等及び譲渡制限付株式報酬に係る業績指標の内容の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動報酬等に係る業績指標は、企業価値の持続的な向上を図るためには収益力の向上が重要であるため、個人業績連動報酬等については個人ミッションの達成状況、財務指標連動報酬等については売上高、営業利益とする。

一方、非財務指標連動報酬等は環境経営指標及びワークエンゲージメント指標からなるサステナビリティ指標によるものとする。具体的には、サステナビリティ指標については、売場1㎡あたりのGHG排出量（Scope1,2,3合計）前年比とし、ワークエンゲージメント指標については、ストレスチェック・ウェルネスサーベイ ワークエンゲージメント 前年差とする。

また、譲渡制限付株式報酬に係る業績指標は、営業利益等を参考にした業績目標とする。業績指標については、環境の変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえ見直しを行うものとする。

- ハ. 業績連動報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する指針を含む。）

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する金銭による業績連動報酬等は、各指標の年度ごとの達成状況を考慮し、各事業年度終了後に会社及び個人の業績評価に応じて個人別の額を算定するものとし、在任期間中、月次の報酬として支給する。

- 二. 譲渡制限付株式報酬の内容及びその数の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する指針を含む。）

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬は、持続的な企業価値の向上を目的とした株式報酬制度であり、その割当数は取締役会の決議をもって決定する。

各事業年度における営業利益等を参考に業績目標を定め、業績目標を達成した場合に割り当てるものとする。その割り当てる時期は、取締役会で決定するものとする。また、退任時に限り譲渡制限解除を認めるものとする。

なお、取締役の行為が、法令又は当社の社内規程等に違反したと取締役会が判断したとき、譲渡制限付株式に係る譲渡制限付株式割当契約書に定める事項に違反したとき、会社の名誉を毀損し、あるいは会社に著しい損害を与えたと取締役会が判断したとき、当社の事前の書面による承諾なく競業会社

の役職員又は顧問等に就任したときは、累積した譲渡制限付株式を放棄するものとする。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については取締役会の決議に基づき代表取締役社長にその具体的な決定を一任する。

代表取締役社長に一任する権限の内容は、株主総会決議により定められた上限額等の範囲内における取締役の個人別の基本報酬の額、業績連動報酬等の額、及び譲渡制限付株式の割当数の決定とする。

また、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置し、代表取締役社長が上記委任に基づき取締役の個人別の報酬等の内容を決定するに際して、予め、報酬委員会の答申を得た上で、当該答申の内容を最大限尊重することを上記委任の条件とする。

監査等委員である取締役の基本報酬については、株主総会決議により定められた上限額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により個人別の報酬額を決定する。

ヘ. 基本報酬、業績連動報酬等及び譲渡制限付株式の割当ての決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬水準、並びに基本報酬、業績連動報酬等の額の相互の割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を参照して決定する。具体的には、現金報酬は基本報酬50%、業績連動報酬等50%とし、譲渡制限付株式は前記二. のとおり、業績目標を達成した場合に割当てるものとする。

取締役会の一任を受けた代表取締役は、報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された報酬割合の範囲内で各取締役の報酬等の内容を決定する。

②取締役の報酬等の総額

| 区 分                    | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |             |               | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------------|-----------------|------------------|-------------|---------------|-----------------------|
|                        |                 | 基本報酬             | 業績連動<br>報酬等 | 譲渡制限付<br>株式報酬 |                       |
| 取 締 役<br>(監査等委員を除く。)   | 194<br>(4)      | 76<br>(4)        | 81          | 36            | 5<br>(1)              |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 ) | 34<br>(17)      | 34<br>(17)       | —           | —             | 4<br>(3)              |
| 合 計                    | 229<br>(21)     | 110<br>(21)      | 81          | 36            | 9<br>(4)              |

(注) 1. 支給員数には、報酬を受け取っていない取締役（監査等委員を除く。）1名は含まれておりません。

2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2015年11月25日開催の第53期定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与とは含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）

く。)は6名です。また、2024年11月20日開催の第62期定時株主総会において、上記の報酬等の額とは別枠で、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額を年額80百万円以内、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割当てる譲渡制限付株式の数は80,000株を上限とすると決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)は5名です。

3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2015年11月25日開催の第53期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)は3名です。
4. 業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の内容及びその選定の理由、業績連動報酬等の額又は数の算定の方法については、「(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等 ①役員報酬等の決定に関する方針等 ロ. ハ. 及びニ.」に記載しております。なお、財務指標連動報酬に係る業績目標については、2025年8月期の実績は、売上高は282,790百万円(目標比+7,490百万円で達成)、営業利益は7,325百万円(目標比+925百万円で達成)となりました。  
また、非財務指標連動報酬に係る業績指標の目標及び達成状況については、環境経営指標は前年比94.8%で達成、ワークエンゲージメント指標は前年より改善で達成となりました。
5. 当該譲渡制限付株式報酬は、非金銭報酬等かつ業績連動報酬等ですが、上記表においては、「業績連動報酬等」とは別に、「譲渡制限付株式報酬」に記載しています。
6. 取締役の個人別の報酬等の内容については、代表取締役社長社長執行役員中澤裕二氏が社業全股を統括していることから、取締役会決議に基づきその具体的な決定を同氏に一任しており、一任する権限の内容は、株主総会決議により定められた上限額等の範囲内における取締役の個人別の基本報酬の額、業績連動報酬等の額及び譲渡制限付株式の割当数の決定としております。また、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置し、代表取締役社長社長執行役員が上記委任に基づき取締役の個人別の報酬等の内容を決定するに際して、予め、報酬委員会の答申を得た上で、当該答申の内容を最大限尊重することを上記委任の条件としております。
7. 社外取締役に対する報酬及びその人数は、( )内に内数にて記載しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役松田健治氏は、日亜鍛工株式会社代表取締役社長を兼務しております。また、兼職先と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役(監査等委員)相澤光江氏は、TMI総合法律事務所のパートナーを兼務しております。当社は、TMI総合法律事務所との間で法律業務に関し委任契約を締結しております。また、兼職先と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役(監査等委員)土井充氏は、国際興業ホールディングス株式会社の社外監査役、中和有限責任監査法人の代表社員を兼務しております。また、各兼職先と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役(監査等委員)高井章光氏は、高井総合法律事務所の代表パートナー、株式会社テイクアンドグヴ・ニーズ及び株式会社NEW ART HOLDINGSの社外監査役、株式会社ノダの社外取締役、大和証券リビング投資法人の監督役員を兼務しております。また、各兼職先と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

## ②当事業年度における主な活動状況

|                             | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役役期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>松 田 健 治            | 2025年11月19日就任後、当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。経営者として培った豊富な経験と幅広い見識から、経営全般にわたる意見を述べるとともに、客観的かつ中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。これらの活動を通じて、持続的な企業価値の向上及び当社のガバナンスの維持・強化に貢献しており、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。                                                                               |
| 社外取締役<br>(監査等委員)<br>相 澤 光 江 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。さらに、監査等委員会において、適宜、必要な発言を行っております。あわせて、ガバナンス委員会、指名委員会、報酬委員会及び独立諮問委員会の議長として、各委員会に出席し、適宜、必要な発言を行っております。上記の活動により、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、当社が社会において果たす役割を公平に認識し、当社の監査体制強化に反映することで、社外取締役として期待される役割を適切に行っています。 |
| 社外取締役<br>(監査等委員)<br>土 井 充   | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。さらに、監査等委員会、ガバナンス委員会、指名委員会、報酬委員会及び独立諮問委員会において、適宜、必要な発言を行っております。上記の活動により、当社経営に対する的確な助言、独立した立場からの監督機能の発揮等により、当社の監査体制強化に反映することで、社外取締役として期待される役割を適切に行っています。                                          |
| 社外取締役<br>(監査等委員)<br>高 井 草 光 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。事業再生等の実務を通じて経営に関与した経験や、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。さらに、監査等委員会、ガバナンス委員会、指名委員会、報酬委員会及び独立諮問委員会において、適宜、必要な発言を行っております。上記の活動により、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、当社が社会において果たす役割を公平に認識し、当社の監査体制強化に反映することで、社外取締役として期待される役割を適切に行っています。               |

#### 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を最も重要な経営課題の一つと考えており、業績に応じた適正な利益配当の実施をその基本方針としております。この基本方針のもと、配当性向 40%を目指しております。

当事業年度の配当金につきましては、上記の方針に基づき 1 株当たり 29 円の期末配当とさせていただく予定であります。

当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、当事業年度の期末配当は株主の皆様のご意見を直接伺う機会を確保するため株主総会の決議事項としております。

# 貸 借 対 照 表

(2026年8月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額            | 科 目                    | 金 額            |
|--------------------|----------------|------------------------|----------------|
| (資 産 の 部)          |                | (負 債 の 部)              |                |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>92,972</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>40,027</b>  |
| 現 金 及 び 預 金        | 35,491         | 買 掛 金                  | 13,525         |
| 売 掛 金              | 11,037         | 1年内返済予定の長期借入金          | 2,894          |
| 商 品                | 37,874         | リ ー ス 債 務              | 13             |
| 貯 蔵 品              | 199            | 未 払 金                  | 6,132          |
| 前 渡 金              | 714            | 未 払 法 人 税 等            | 1,954          |
| 前 払 費 用            | 2,196          | 契 約 負 債                | 8,544          |
| 未 収 入 金            | 3,012          | 預 り 金                  | 392            |
| 預 け 金              | 147            | 賞 与 引 当 金              | 1,627          |
| そ の 他              | 2,429          | 店舗閉鎖損失引当金              | 9              |
| 貸 倒 引 当 金          | △131           | 資 産 除 去 債 務            | 35             |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>35,697</b>  | そ の 他                  | 4,898          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>16,489</b>  | <b>固 定 負 債</b>         | <b>15,047</b>  |
| 建 物                | 6,055          | 長 期 借 入 金              | 7,423          |
| 構 築 物              | 97             | リ ー ス 債 務              | 32             |
| 機 械 及 び 装 置        | 103            | 店舗閉鎖損失引当金              | 84             |
| 工具、器具及び備品          | 1,558          | 資 産 除 去 債 務            | 3,597          |
| 土 地                | 8,333          | 契 約 負 債                | 3,025          |
| リ ー ス 資 産          | 282            | そ の 他                  | 882            |
| そ の 他              | 57             | <b>負 債 合 計</b>         | <b>55,075</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>774</b>     | (純 資 産 の 部)            |                |
| 借 地 権              | 367            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>73,439</b>  |
| 電 話 加 入 権          | 149            | <b>資 本 金</b>           | <b>25,975</b>  |
| ソ フ ト ウ ェ ア        | 256            | <b>資 本 剰 余 金</b>       | <b>15,920</b>  |
| そ の 他              | 1              | 資 本 準 備 金              | 6,493          |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>18,433</b>  | そ の 他 資 本 剰 余 金        | 9,426          |
| 前 払 年 金 費 用        | 3,062          | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>32,532</b>  |
| 長 期 前 払 費 用        | 1,633          | そ の 他 利 益 剰 余 金        | 32,532         |
| 繰 延 税 金 資 産        | 4,436          | 繰 越 利 益 剰 余 金          | 32,532         |
| 長 期 差 入 保 証 金      | 9,222          | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△989</b>    |
| そ の 他              | 115            | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>154</b>     |
| 貸 倒 引 当 金          | △36            | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>73,593</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>128,669</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>128,669</b> |

# 損 益 計 算 書

(2025年 9 月 1 日から)  
(2026年 8 月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     |   | 金 額   |         |
|-------------------------|---|-------|---------|
| 売 上 高                   | 価 |       | 297,632 |
| 売 上 原 価                 |   |       | 216,014 |
| 売 上 総 利 益               |   |       | 81,618  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |   |       | 72,995  |
| 営 業 利 益                 |   |       | 8,622   |
| 営 業 外 収 益               |   |       |         |
| 受 取 利 息                 |   | 115   |         |
| 受 取 配 当 金               |   | 8     |         |
| 受 取 手 数 料               |   | 35    |         |
| 受 取 保 険 金               |   | 230   |         |
| 助 成 金 収 入               |   | 6     |         |
| 補 助 金 収 入               |   | 12    |         |
| そ の 他                   |   | 26    | 436     |
| 営 業 外 費 用               |   |       |         |
| 支 払 利 息                 |   | 107   |         |
| 支 払 手 数 料               |   | 22    |         |
| 賃 貸 収 入 原 価             |   | 5     |         |
| 契 約 違 約 金               |   | 5     |         |
| そ の 他                   |   | 6     | 147     |
| 経 常 利 益                 |   |       | 8,911   |
| 特 別 利 益                 |   |       |         |
| 特 定 資 産 売 却 益           |   | 119   | 119     |
| 特 別 損 失                 |   |       |         |
| 特 定 資 産 売 却 損           |   | 72    |         |
| 特 定 資 産 除 却 損           |   | 42    |         |
| 減 損 損 失                 |   | 483   |         |
| リ ー ス 解 約 損             |   | 0     |         |
| 店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額 |   | 4     |         |
| 災 害 に よ る 損 失           |   | 209   | 811     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |   |       | 8,219   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 |   | 2,299 |         |
| 法 人 税 等 調 整 額           |   | 390   | 2,690   |
| 当 期 純 利 益               |   |       | 5,529   |

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年10月14日

株式会社 コ ジ マ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 関 信 治   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 飯 塚 秀 一 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コジマの2025年9月1日から2026年8月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。
- ・ さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年9月1日から2026年8月31日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、オンライン形式での情報交換等も活用しながら、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2023年8月17日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月14日

株 式 会 社    コ   ジ   マ    監査等委員会

常勤監査等委員 水 沼 貞 夫 ㊞

監査等委員 相 澤 光 江 ㊞

監査等委員 土 井 充 ㊞

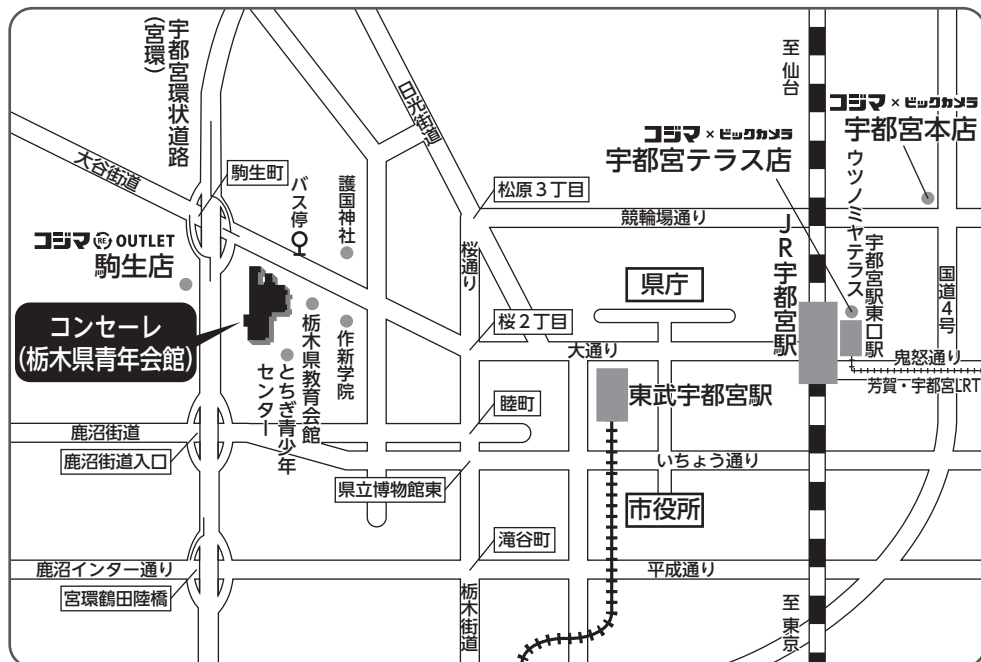
監査等委員 高 井 章 光 ㊞

(注) 監査等委員相澤光江、土井充及び高井章光は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場：コンサーレ(栃木県青年会館) 1階 「大ホール」  
 栃木県宇都宮市駒生一丁目1番6号  
 電話 028 (624) 1417



交通アクセス

ＪＲの場合：ＪＲ宇都宮駅から約4km 約16分  
 宇都宮駅（西口）下車  
 ▶ バスターミナル⑥番⑦番  
 ▶ 関東バス「作新学院・駒生」行き  
 ▶ 東中丸バス停（会館前）下車

東武線の場合：東武宇都宮駅から約3km 約15分  
 東武宇都宮駅下車  
 ▶ 東武駅前バス停  
 ▶ 関東バス「作新学院・駒生」行き  
 ▶ 東中丸バス停（会館前）下車

※駐車スペースもございますので、お車でもご来場いただけます。  
 ※大谷街道4車線化に伴い、「会館北出入口」は左折のみ入庫可能です。  
 ※右折車両は、会館東交差点から出入りをお願いいたします。

第64期定時株主総会におきましては、おみやげ（クーポン券等を含む）の配布は予定しておりません。何卒ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

環境に優しい植物性大豆油インキを使用しております。

